

○ 鳥取大学大学院連合農学研究科外部評価委員会要項

〔平成 11年 1月 11日〕
連合農学研究科規則第1号

(設置)

第1 鳥取大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）の教育・研究活動等の発展を期して、研究科の学外有識者の評価と提言を受けるため、研究科に鳥取大学大学院連合農学研究科外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2 委員会は、人格見識が高く、かつ、研究科の振興発展に関心と理解のある学外者のうちから、研究科長が委嘱した若干名の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、委員として委嘱した日から評価と提言が終了するまでの期間とする。

(委員会の開催等)

第3 委員会は、必要に応じ開催する。

2 委員会の運営は、研究科長があたる。

(評価項目等)

第4 委員会による評価は、研究科の教育・研究活動等の将来を展望できる体制整備に資する事項を対象とする。

(雑則)

第5 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この要項は、平成11年1月11日から施行し、平成10年11月1日から適用する。